

平成 29 年度 第 10 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 12 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席農業委員（11 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子
4 番和田幸子 5 番二本木俊二 6 番大村理之
7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝
10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（8 名）

佐々木要、河村博幸、流理森、湯淺憲昭
仲津和法、吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○ 出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。第 10 回総会ということで、今年最後の総会となりました。非常に寒くなりましたので、皆様にはお体に気を付けてお過ごし頂きまして、お正月また、来年を新しくお迎え頂ければと思います。それでは、ただ今より、平成 29 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は崎谷推進委員、井上推進委員、佐々木康規推から欠席の報告がありました。

時間になりますので進めていきたいと思っております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、

指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、2番 山田 博 委員、3番 藤井 孝子 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より一括報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書は 2 ページから 3 ページになりますので、そちらをご覧ください。2 ページの番号 1 です。農地の所在は、●●●●の全部で 8 筆ございます。その内、田が 4 筆で畑が 4 筆で、合計面積が 5,318 m²ございます。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日は平成 29 年 12 月 7 日、解約成立日は平成 29 年 11 月 30 日、同じく土地引渡時期も 11 月 30 日ということでございます。解約の理由としましては、合意解約に至ったということでございます。次に 3 ページをご覧ください。番号 2 です。農地の所在は、●●●●。合計面積が 2,641 m²ございます。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日は平成 29 年 12 月 7 日、解約成立日は平成 29 年 12 月 1 日、同じく土地引渡時期も 12 月 1 日ということでございます。解約の理由としましては、合意解約に至ったということでございます。以上を報告いたします。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 桜江町市山 》

会 長 日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所の方は、位置図の 1 ページをご覧くださいければと思います。農地の場所は●●●●で 8 筆ございます。先程の合意解約にありました農地と同じでございます。権利の種別は、3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。譲受人は、●●●●。受入世帯は 4 人中 4 人です。申請人は本人で、対価は無償でございます。担当委員は田代委員です。農地法 3 条の要件は満たしておりますので、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、田代委員、調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 はい。場所ですが、江尾から長谷の方へ入って行きますと、桜江町市山の森下建設の事務所があるのですが、その山の上と言いますか小一山という地域の中心地に当たります。●●●●、先程の 18 条第 6 項の●●●●。●●●●は農地を守るというような、しっかりとした考えをしておられる方で、遊休農地がだいぶありますが、自発的にその管理をされている方です。●●●●、●●●●からしっかりと教えを頂いているようです。●●●●、この小一山の農地を守るための策だと思います。●●●●一生懸命されておりますので、問題はないかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、

決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページになります。場所の方は、位置図の2ページと3ページをご覧頂ければと思います。こちらは、先程の合意解約した農地につきまして、3条の無償移転を行うというものでございます。農地の場所は、●●●●。合計面積が2,641㎡になります。権利の種別は●●●●。譲渡人は、先程の●●●●。譲受人は、今まで借りておられました●●●●が貰われるということでございます。理由としましては、譲渡人の●●●●は帰農する見込みもないので、親戚関係にある利用権設定者で●●●●としたということでございます。譲受人の●●●●、経営面積の拡大をするということです。受入世帯は2人中2人でございます。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償です。担当委員は山本委員でございます。3条の法律による要件は特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、山本委員、調査結果の報告をお願いします。

7番委員 それでは、報告させていただきます。この件は先程の利用権設定を解消して、所有権の移転をされるものであります。先般、●●●●に現地を案内して頂きまして、確認をいたしました。利用権設定をされていますので、耕作をされております。このままの形で所有権移転ということです。譲渡人の●●●●は親戚に当たるので、この際、財産整理をされたいそ

うで、●●●●に譲りたいとのこと。話を聞きますと、財産整理でまだ先祖から登記になっていない所も出ていて、それが済んだら農業委員会にも出てくるかなと感じました。そのようなことから、利用権から所有権移転の経過に至りました。場所は、261号線の桜江橋の手前から左に、谷住郷地区へ入っていく道路がありますが、川本方面に進みますと3ページに拡大図があります。道路沿いに2ヶ所申請地がありまして、谷川を渡って山側に1ヶ所の合計3ヶ所になります。以上です。

会 長 　　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 　　日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　議案書は6ページ、番号1になります。場所の方は、位置図の4ページになりますので、そちらをご覧くださいと思います。農地の場所は、●●●●。合計2筆で、面積は388㎡になります。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的としましては、個人住宅を建てるということでございます。理由としましては、譲受人

は申請地に長男の個人住宅を建設するためということでございます。申請人は村尾行政書士さんで、対価は10aあたり21,902千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成30年9月30日までを予定とされております。農地法5条の一般基準等に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図の4ページをご覧ください。上から斜め右に通っている道路は、上の方へ進みますと都野津駅に突き当たります。右側へ行きますと江津高校へ突き当たります。都野津駅の方から来ますと、江津高校に突き当たる手前で右折し、約100m進んで右折しますと都野津町の公民館、現在はコミュニティーセンターとなっております。その道路が一周しておりますが、公民館の方から西側に位置します。公民館の隣に●●●●、長男の個人住宅を建てるために、●●●●を取得されたいとのことです。現地を見ましたが、許可が出れば建物を建てたいとのことでしたので、その準備かと思いますが、既に草を刈っておりまして綺麗な状態でした。周りは住宅地になっておりますので、特に問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

◀ 浅利町 ▶

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページの番号 2 です。場所の方は、位置図の 5 ページをご覧くださいと思います。農地の場所は、●●●●。合計面積が 819 m²となっております。権利は所有権の移転ということでございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。

転用目的としましては、進入路及び駐車場を作りたいとのことです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり 333 千円です。担当委員は藤井委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 12 月末日までを予定されております。農地法 5 条によります立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、藤井委員、調査結果の報告をお願いします。

3 番委員 はい、位置図の 5 ページを縦に見て頂きまして、上の道路は 9 号線になります。●●●●を下に進みまして、交差点から 30m ほどの所に申請地があります。通用路の入口は、草刈り等の適切な管理をされておられます。周囲には何もありません。そこから民家に抜けて上がって行った所ですが、まとまった広い土地があります。現在は民家の前ですが窪地になっていまして、草刈り等の管理はされているのですが、農地として利用はされていない状況です。 駐車場にされるのであれば有効利用になるのではないかと思います。周りには民家しかありませんので、特に影響もないと思います。以上です。よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 送付いたしました、意見第 1 号、農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。1 ページです。今回新規が 5,214 ㎡、再設定が 2,171 ㎡ございます。その内、桜江町は川越と鹿賀です。江津地区におきましては、千田町と松川町上河戸となっております。次の 2 ページをご覧下さい。利用権設定する農地として、番号 1 です。●●●●●、畑で 836 ㎡ございます。新規です。●●●●●。設定を受ける者としては●●●●●。期間は 3 年の使用貸借ということです。次に番号 2 です。千田町で 3 筆あがっております。全部田で 4,089 ㎡ございます。新規です。利用権を設定する者が●●●●●。設定を受ける者としては●●●●●。利用目的は田です。期間は 10 年の使用貸借ということです。次に番号 3 です。松川町上河戸で田が 4 筆ございます。2,171 ㎡で、再設定です。利用権を設定する者が●●●●●。設定を受ける者としては●●●●●。利用目的は畑です。期間は 2 年の使用貸借ということです。次の 3 ページをご覧下さい。こちらは、中間管理機構になります。農地の所在は、●●●●●、畑で 289 ㎡です。新規で、利用権を設定する者が●●●●●。設定を受ける者が、●●●●●、利用目的は畑です。期間は 10 年で、10 a あたり 3,000 円です。賃貸借で、農地中間管理事業と

ということです。以上が計画で求められているものでございます。以上で
ございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることにつ
いて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。
この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 　事務局へお聞きしますが、広島県と山口県の方がおられますが、
実際に耕作をされるのでしょうか。

事務局 　まず、広島県の方は邑智町に家を構えまして、されるということでした
ので。

湯浅推進委員 　邑智から通われるのですか。

事務局 　はい、そういう話です。実際には、もうされているようです。次に山
口県の●●●●は、月の半分は千田町の方へ帰ってこられて、されている
という話をお聞きしましたので問題はないかと思えます。

次 長 　●●●●、山口市となっておりますが、●●●●は千田農産加工の方
です。その下に圃場整備した田があって、そこが出来ないということ。
その真下に千田農免道路がついています。その下が圃場整備した和田さ
んの所有地なのです。ここを帰ってきて毎年耕作をされております。●
●●●が高齢で出来ないということで、●●●●さんがそれを引き継い
でされるという格好になるかと思えます。

階本推進委員 　番号 1 の●●●●について説明させていただきます。現在、広島で会
社員として勤めておられます。金曜日にこちらに帰ってこられまして、
土曜日と日曜日はずっと農業をしておられます。実際に実績もありまし
て、今は広島市ですが、近々邑南町の方へ住宅兼田畑を購入されまして、
またそこでも農業をされるということでございます。私も再三、会って
おりますけれど、実際に農業を土曜日と日曜日にはされておりますの
で、全く問題はないと考えております。以上でございます。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 その他について、事務局何かあれば説明をお願いします。

事務局 毎月 7 日までに活動報告を出して頂くようお願いをしておりますので、必ず出して頂きますようよろしくお願い致します。

会 長 その他について、情報提供は総会終了後、行います。よろしくお願い致します。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 10 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員